平成31年2月21日 消費者委員会事務局

遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案) に関する主な意見の概要と意見に対する考え方(抜粋)

本資料は、第49回食品表示部会(平成30年12月19日開催)の資料2別紙のうち、「表示方法」に区分された部分を抜粋したものである。

主な意見の概要	意見に対する考え方
表示方法	101701-74 7 W 41074
意図しない混入についても、「97%以上遺伝子組換え	
でない」との表示を義務化してほしい。	
「遺伝子組換え」について、使用・不使用を明確に表	義務表示については現行制度を維持するという検討
示することを、任意ではなく義務にすべき。	会報告書を踏まえ、改正案を考えています。
遺伝子組換え食品でないものを表示してほしい。	
「遺伝子組換え不分別」との表示は安心できないか	
ら、「遺伝子組換え使用」と表示すべき。	
「遺伝子組換え不分別」という表現では何割くらい	
遺伝子組み換えが入っているのか、直感的に分から	
ない。現実にはほとんどが遺伝子組換えだから「遺伝	
子組換え」に変更すべき。仮に不分別に「遺伝子組換	
えでない」ものが多少入っていたとしても、消費者が	
それで困ることはない。	
「遺伝子組換え不分別」との表示では、どれくらいが	
遺伝子組換え農産物かがわからない。現実的にはほ	
とんど遺伝子組換え農産物であるため、「遺伝子組換	
え」に変更すべき。	八川出立法学院理の大価とは担の「「1」で手票で
「遺伝子組換え不分別」表示を廃止し、「遺伝子組換	│ 分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要で │ あるため、義務の区分を一括りにすることには慎重
え」とすべき。	めるため、義務の区分を一括りにすることには慎重 になるべきとの「遺伝子組換え表示制度に関する検
「遺伝子組換えのものと分けて管理していない農作	になるべきとの「遺仏丁超換え衣小削及に関する懐 討会」の御指摘を受け、現行制度を維持しています。
物」(遺伝子組換え不分別)は、遺伝子組換え農作物	同去」の阿伯順を支け、死行刑及を維持していより。
が含まれている可能性が非常に高いので「遺伝子組	
換え」と表示すべき。	
「遺伝子組換え不分別」という表示では何割が遺伝	
子組換えでないのか分からない。事実に沿って、「遺	
伝子組換え食品」であることを明記する必要がある。	
「遺伝子組換え不分別」という表示は、その意味する	
ところが分かりにくく、遺伝子組換え農作物と非遺	
伝子組換え農作物を分別していないということは、	
遺伝子組換え農作物を輸入していると言えるから、	
「遺伝子組換え不分別」との表示を廃止し、全て「遺	
伝子組換え」と表示すべき。	
「遺伝子組換え不分別」は、実態はほぼ100%遺伝子	
組換え食品であることから、「遺伝子組換えを含む可能性方の」とまます。	
能性有り」と表示すべき。	「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今
遺伝子組換え不分別では言いまわしが曖昧すぎるため、「悪伝ス知嫌え体田」。のま言亦更な予問	後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態
め、「遺伝子組換え使用」への表示変更を希望。 消費者にとって分かりにくい「遺伝子組換え不分別」	を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示
有質者にとつ(分かりにくい「遺伝子組換え不分別] の表示は廃止し、この表示の対象となる農作物を「遺	を検討し、適切な表示文言があればQ&Aに示す予
伝子組換え含有」という義務表示にすべき。	定です。
補足資料に説明文を付すことは有効とあるが、不分	
別の文言は分りにくいので、やめるべき。	
「遺伝子組換え不分別」は消費者にとって分かりに	 「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今
くく、枠外に説明書きをするようになっているが、実	後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態
際のところはほとんど遺伝子組換え農産物が使われ	後事業有く相負有等から幅広く息光を応収し、天息 を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示
ているので、消費者に誤認を与えない、分かりやすい	を検討し、適切な表示文言があればQ&Aに示す予
説明書きを望む。	定です。また、「遺伝子組換え不分別」表示をする際、
そうな 田 に で 下 ひ 0	たった。のに、極日、性大心下がは、ないでする所、

主な意見の概要	意見に対する考え方
「遺伝子組換え不分別」は分別していないというこ	その意味の説明文を付記する事業者の取組が進むよ
とから、「遺伝子組換え」である。分かりにくく、誤	う、事業者への周知・普及を行いたいと考えていま
解を招きやすい「不分別」という文言をやめて、内容	す。
が分かる文言(例えば配合割合とか)に変えるべき。	
「遺伝子組換え不分別」表示は分かりにくい。「遺伝	
子組換え 又は「97%以上遺伝子組換えでない」等に	
すべき。	
義務表示の中に「遺伝子組換え不分別」とあるのは、	
消費者にとって理解が難しい。分別管理していない	
のならばその旨を正直に記すべきで、表示は「遺伝子	
組換え一定の混入」とすべき。	
「遺伝子組換え不分別」の説明として、一括表示外に	
「遺伝子組換え農産物が含まれる可能性がありま	
す」と表示している事業者がいるが、「含まれる可能	
性があります」という表現は「含まれない可能性もあ	受取方には個人差もありますので、表現方法は事業
る」、「含まれない可能性のほうが高い」、「仮に含ま	者において工夫していただきたいと考えています。
れていても、割合的には少ない」というニュアンスが	
感じられるため、真実ではない。虚偽表示として禁止	
すべき。	
「遺伝子組換えでない」の表示だけを厳しくするの	遺伝子組換えである旨及び遺伝子組換え不分別であ
ではなく、使用しているものは「遺伝子組換え使用」	る旨の表示は現行制度を維持しています。
という表示をすべき。	
「遺伝子組換えでない」の表示ではなく、意図せざる	
混入率の割合又は遺伝子組換えの割合を表示するよ	
うにしてほしい。	遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて
「遺伝子組換え原材料の混入5%以下」が最も誤認	表示することは可能です。この場合、事業者は、実際
率が低く、食品の遺伝子組換え原材料含有について	の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組
正しく消費者に情報伝達ができる。「分別管理をし	換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合
た」というだけの表示では消費者が入っていないと	には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示
誤認する割合が 55.5-70.8%と高くなっており、こ	となることがありますので、注意が必要です。
うした「分別管理した」というだけの表示は適切でな	
く、任意表示を行う場合の表示例としては「遺伝子組	
換え原材料の混入5%以下」を例として活用すべき。	
遺伝子組換えの混入が検出されるけれども5%以下	
という場合、「95%以上(あるいは99%以上、など、	
実現可能な数字) 遺伝子組換えでない」または「ほぼ	
遺伝子組換えでない」のいずれかの表示をすべき。	遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて
遺伝子組換え農作物の混入5%以下のものの表示	表示することは可能です。この場合、事業者は、実際
を、混入率を明示した分かりやすいものにすべき。例	の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組
えば、「遺伝子組換えの混入5%以下」、「99%以上	換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合
遺伝子組換えでない」など、混入の割合の表示がある	には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示
と分かりやすい。	となることがありますので、注意が必要です。
遺伝子組換え農産物を使わないように努力している	
生産者がどの程度まで努力しているのかが数字とし	
て段階的にわかる表示にしてほしい。	
「遺伝子組換えでない」の表示を厳格化することは	 いくつかの例示はQ&Aに示す予定ですが、それ以
賛成だが、混入率5%以下のものについて認められ	いくつかの例示はQ&Aに示り了たでりか、それ以 外の具体的な表現は事業者において工夫いただきた
る「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理	外の具体的な表現は事業有において工犬いたださた いと考えています。
されたとうもろこしを使用しています。」という表示	V゚こつん (V゚ ま り 。

主な意見の概要 意見に対する考え方 は、一般の消費者には非常に分かりにくい。「遺伝子 組換え原材料の混入防止に努めていますが、5%以 下の範囲で混入している可能性があります。」など消 費者にとって分かりやすい表示にすべき。 遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下(不検出を 除く。) の場合、「95%以上(あるいは99%以上、な ど、実現可能な数字) 遺伝子組換えでない」と表示す べき。 公定法で不検出のものを「非遺伝子組換え」「遺伝子 組換え不検出」、IP ハンドリングされているものを 「非組換え95%超」「組換え5%以下」、それ以外を 「遺伝子組換え使用」「組換え比率不明」「非組換え比 率未確認」としてはどうか。 「遺伝子組換え農産物が混入」と表現した場合、ハザ ードのありのものが「混入」したかのようにとらえら れる恐れがある。「非遺伝子組換え農産物であって ~」などのような表現に出来ないか。 遺伝子組換えでない(不検出)から意図せざる混入率 5%までの間の表示は、「5%以下の遺伝子組換え原 材料が混入」とすべき。 遺伝子組換え農産物の意図せざる混入率5%以下の 表示方法を分かりやすくしてほしい。 消費者のための表示なので、伝わる表現方法を定め てほしい。 適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が 「遺伝子組換えでないものを分別」の表示について、 誤解するような表示は避けていただきたいと考えて これらの表示は、消費者には遺伝子組換なのか、そう います。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」 でないのかが非常に分かりにくく、かえって遺伝子 など非遺伝子組換えのもののみを選り分けたように 組換えでないものがあたかも遺伝子組換えであるか 受け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考え のように誤解を招く恐れがあるため、「95%以上遺伝 ています。 子組換でない」と表示すべき。 いくつかの例示はQ&Aに示す予定ですが、それ以 外の具体的な表現は事業者において工夫いただきた いと考えています。 「分別生産流通管理」に関する消費者への周知・理解 を徹底し、浸透したところで改正してほしい。また、 「分別生産流通管理が行われた」旨の表示について、 消費者や流通事業者にわかりやすい表現を検討して ほしい。 す。 「分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換えの混入を

防ぐため分別」という表示は、読み取りにくく、意味 がわかりにくい。非遺伝子組換え原材料を分別管理 していることを積極的に消費者に伝える表示を検討 すべき。

「分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換えの混入を 防ぐため分別」との表示例が検討されているが、意味 がわからないので。このような表示を使うべきでな

「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及 に努めたいと考えています。また、いくつかの例示は Q&Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現 は事業者において工夫いただきたいと考えていま

「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及 に努めたいと考えています。また、いくつかの例示は Q&Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現 は事業者において工夫いただきたいと考えていま す。

主な意見の概要	意見に対する考え方
現行制度のままでよい。「分別生産流通管理済み」は「遺伝子組換え」の文言が入っていないため、表示だけでは何を分別しているか分からない。	
分別管理した場合の混入率について、「具体的な数字を入れることは注意が必要」との見解が示されているが、「分別」、「不分別」といった、意味が伝わらない表現はやめ、「使用は○%以下」との明快な表現をすべき。	
意図せざる混入率5%以下であれば、「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。」のような長い表記ではなく、現状のまま、「遺伝子組換えでない」と表示すべき。	遺伝子組換えの混入が最大5%である可能性があるのに「遺伝子組換えでない」と表示できるという制度では、消費者の誤認を招くという指摘を受けて「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」で御議論いただき、その結果を踏まえて、「遺伝子組換えでない」表示の条件を「不検出」とする改正案を提示しています。また、補足資料において、一括表示事項欄に表示する場合の例として、「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」、「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」も挙げています。
意図せざる混入率を台湾並みの3%とし、「97%遺伝子組換えでない」又は「遺伝子組換え3%以下」という表示を要望する。	事業者による原材料の安定的な調達が困難となる可能性、許容率引下げに伴う検査に掛かる作業量やコストの増大などの事情を総合的に勘案し、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている現行制度を維持することが適当であると判断しています。
そもそもは「遺伝子組換え」原材料に対する義務表示であることから、「遺伝子組換えでない」の任意表示の撤廃を検討してほしい。 表示義務の対象(いわゆる33品目)以外の食品(油、しょうゆ等)について「遺伝子組換えでない」の任意表示を認めるのは適当でない。	事実を示す表示であれば、消費者の選択に資するものであるため、それを禁止することは過剰な規制と考えています。
遺伝子組換えに近い事実がある場合、「遺伝子組換えでない」という表示は使用すべきはない。	「遺伝子組換えでない」との表示は、遺伝子組換えの 混入がないと認められる場合に限るという改正案で す。
意図せざる混入率が5%以下の範囲で分別管理を行ってきた商品では、「遺伝子組換えでない」と誤認させることがないように十分に配慮してQ&A等を作成してほしい。 遺伝子組換え食品の混入が5%以下なら「遺伝子組換えでない」と表示できますが、5%は遺伝子組換え食品が混ざっていることを多くの消費者が知らないので、「○○%以上遺伝子組換えでない」と表示してほしい。	今回の改正案は、「遺伝子組換えでない」との表示は、 遺伝子組換えの混入がないと認められる場合に限られ、遺伝子組換えの混入が5%以下の原材料には、適 正に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする ことができるというものです。
遺伝子組換え表示をNon-GMOなどと分かりやすく表示してほしい。	食品表示基準上、表示は邦文で行うことになっています。
遺伝子組換え農産物が少しでも入っているものには「遺伝子組換え」、全く入っていないものには「遺伝子組換えでない」と表示をしてほしい。	遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書を踏まえ、改正案を考えています。

主な意見の概要	意見に対する考え方
今回の改正案の全てに反対。海外産で表示がなければ「遺伝子組換えの可能性あり」とし、不分別=遺伝子組換え(の可能性あり)と表示すべき。 遺伝子組換え農産物の混入率は5%以下でも入っていることには変わりないので表記すべき。	
遺伝子組換え表示制度改正案の概要1ページの表示例「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。」の表示が良くて、補足資料の5の表示方法3の例「遺伝子組換えでないものを分別」が不適正な表示となる違いが分からない。例えば「遺伝子組換えでない分別管理したとうもろこしを使用しています。」だと、意図せざる混入が5%未満なら、適正な表示となるのか。	適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が 誤解するような表示は避けていただきたいと考えて います。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」 など非遺伝子組換えのもののみを選り分けたように 受け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考え ています。
少しでも遺伝子組換え農産物が混入している可能性 がある食品に関しては、「混入している可能性アリ」 という表示をしてほしい。	事業者による原材料の安定的な調達が困難となる可能性、許容率引下げに伴う検査に掛かる作業量やコストの増大などの事情を総合的に勘案し、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている現行制度を維持することが適当であると判断しています。また、「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討して適切な文言があればQ&Aに示す予定です。
分別生産流通管理がされていない場合であっても、 実質的に遺伝子組換え農産物の割合が非常に高いと きには、遺伝子組換えである旨の表示を義務付ける べき。また、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示 をする際には遺伝子組換え農産物が含まれる可能性 があることを併記させることを義務付けるなどし て、消費者が理解しやすい表示とすべき。	分別生産流通管理がされた遺伝子組換え農産物を原料とする場合は「遺伝子組換え」である旨の表示が義務付けられており、分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、不分別とは区別すべきとの議論がなされました。また、「遺伝子組換え不分別」表示をする際、その意味の説明文を付記する事業者の取組が進むよう、事業者への周知・普及を行ってまいります。
全ての遺伝子組換え食品を義務表示の対象とし、「遺伝子組換え不分別」との表示をやめ、少しでも混入があるのであれば、「遺伝子組換え」と表示すべき。	義務表示の考え方については、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品を輸入している我が国の状況下においては、現行制度と同様に、科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があることが示されたことを受け、義務表示の対象となる品目の考え方は、現行制度を維持し、科学的検証が可能な組換えDNAが残存するものに限定するとの判断をしています。また、分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、義務の区分を一括りにすることには慎重になるべきとの「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」の御指摘を受け、現行制度を維持しています。
分別生産流通管理を行っており、遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下(不検出を除く。)の場合、「分別生産流通管理済み」との表示では、「遺伝子組み換え」の文言が入っていないため、何を分別しているかわからないため不適切。	「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及に努めたいと考えていますが、分別生産流通管理がされた遺伝子組換え農産物を原料とする場合は「遺伝子組換え」である旨の表示がされるので、区別できると考えています。

主な意見の概要	意見に対する考え方
分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の 混入を5%以下に抑えているものについて、事実に 即した表示を行うことは当然だが、併せて、消費者に 誤認や誤解を招かない分かりやすい表示を目指すべ き。そのために事実に即した表示を、事実に即し、消 費者の誤認を招きにくい表示に、修正すべき。 補足資料の5で示されている表示例は、商品の表示	事実に即して表示するということは、誤認が生じないことを当然に包含しています。適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示は避けていただきたいと考えています。 一括表示事項欄に表示する場合の例として、「とうも
可能面積が限られている中では長すぎる。例えば『遺伝子組換え分別管理実施済』など、より短い表示例を 多数提示されることを望む。	ろこし(分別生産流通管理済み)」、「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」も挙げていますので、 御確認ください。
分別、分別生産流通管理に代わる消費者に分かりや すい表現を用いることを要望する。	「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及 に努めてまいります。
任意表示がある場合、表示されていない場合の意味が一般の消費者には分からないので、全てを義務表示にすべき。 遺伝子組換え不検出から意図せざる混入率5%までの表示は、「5%以下の遺伝子組換え原材料が混入している」旨を表示するなど、現行の「遺伝子組換えでない」表示と変わらないことを消費者に分かりやすく伝えてほしい。 遺伝子組換え食品なのか、少しだけ混入しているものなのか、完全Non-GMO認証商品なのか、はっきりと国民がわかるようにしてほしい。	遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。
流通業者の努力としての分別流通管理された場合は、それが分かる表示をしてほしい。 「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」旨を表示することは、事実であることから反対はしない。 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする場合に、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」旨を表示すること、生鮮食品の場合も同様の制度としていることについて賛成する。	御意見ありがとうございます。

主な意見の概要

改正案では、「遺伝子組換え不分別表示」は分かりに くいため、「遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農 産物を分別していない旨が分かる文言であれば構わ ない」との指針が出ているが、具体的文言は明示され ていない。

また、改正案では分別生産流通管理を実施し、遺伝子 組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものに ついては、事実に即した表示例が提示されているが、 短く適切な表示(文言)例についての問合せが多く寄 せられることが予想される。

ついては、以下の表示例の是非を示してほしい。 義務表示 (不分別)

「分別生産流通未管理」、「分別生産流通管理未実施」、「遺伝子組換え分別生産流通管理未実施」、「非分別生産流通管理」、「遺伝子組換えの可能性有」、「分別管理なし」、「遺伝子組換え混入の可能性あり」、「遺伝子組換え農作物混入率5%以上」、「遺伝子組換えては遺伝子組換えでないものを使用」、「遺伝子組換え含む」

任意表示(不検出~5%未満)

「分別生産流通管理」、「分別生産流通管理済み」、「非遺伝子組換え分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換え5%以下」、「分別流通管理あり」、「遺伝子組換え混入の可能性微少」、「遺伝子組換えが5%以下混入している可能性があります」、「遺伝子組換え混入防止済み」、「遺伝子組換え管理済み」、「遺伝子組換えでないものを分別生産流通管理」

任意表示 (不検出)

「遺伝子組換え農作物を含まない」、「遺伝子組換え 不検出」

意見に対する考え方

「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、適切な表示文言があればQ&Aに示す予定です。

適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が 誤解するような表示は避ける必要があると考えてい ます。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」な ど非遺伝子組換えのもののみを選り分けたように受 け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考えて います。